

京都市告示第 /oo 号

地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、平成 16 年 1 月 13 日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 19 年 6 月 18 日

京都市長 樺本 賴兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	区域
変更前	京都市伏見区（以下省略）醍醐南里町 33 番地、33 番地の 1、36 番地の 6、36 番地の 8、37 番地の 1、37 番地の 2、38 番地、39 番地、39 番地の 1、40 番地、41 番地の 2、41 番地の 3、42 番地、43 番地、44 番地の 1~9、45 番地、45 番地の 1、45 番地の 3~8、46 番地の 1、46 番地の 2、47 番地の 1、47 番地の 2、48 番地、49 番地の 1、50 番地の 1、50 番地の 2、51 番地の 1、51 番地の 9~15 番地、52 番地、52 番地の 5、52 番地の 55、醍醐構口町 1 番地の 1~3、2 番地の 1、2 番地の 2、3 番地、4 番地の 1~18、5 番地~7 番地、8 番地の 1~7、9 番地、10 番地、11 番地の 1、11 番地の 2、12 番地、13 番地、14 番地の 1、14 番地の 2、15 番地、15 番地の 1~3、16 番地の 1、16 番地の 3~6、17 番地、17 番地の 1、22 番地、22 番地の 1、22 番地の 2、醍醐楨ノ内町 1 番地、1 番地の 1、2 番地、2 番地の 1~4、3 番地、5 番地~8 番地、8 番地の 1~5、8 番地の 7、9 番地の 1~5、10 番地の 1、10 番地の 2、11 番地、12 番地、12 番地の 1、12 番地の 3、13 番地~15 番地、16 番地の 1、16 番地の 2、17 番地の 1~6、18 番地、18 番地の 4、18 番地の 5、18 番地の 36~39、19 番地、19 番地の 1~4、20 番地の 1、24 番地、25 番地の 1、25 番地の 2、26 番地、26 番地の 1、31 番地の 1~11、32 番地~34 番地、42 番地の 1、42 番地の 2、42 番地の 6、42 番地の 7、43 番地~45 番地、45 番地の 1、45 番地の 2、46 番地、47 番地、48 番地の 1、48 番地の 2、48 番地の 4、48 番地の 5、49 番地の 1、49 番地の 2、49 番地の 5~8、50 番地の 1~3、51 番地の 1~5、75 番地、100 番地の 1、107 番地の 1~3、108 番地、109 番地の 2、110 番地の 1、111 番地、醍醐柏森町 1 番地、2 番地の 1~5、3 番地~5 番地、5 番地の 2~5、6 番地の 1~3、7 番地の 1、7 番地の 3、醍醐岸ノ上町 1 番地、2 番地の 2、2 番地の 5、2 番地の 8、2 番地の 9、2 番地の 11、2 番地の 12、2 番地の 14、2 番地の 15、7 番地の 1、醍醐一言寺裏町 1 番地、2 番地、5 番地、21 番地、醍醐御園尾町 40 番地の 1、40 番地の 5 及び醍醐多近田町 22 番地の 3、22 番地の 4、22 番地の 6、23 番地の 1、23 番地の 3~5 までの区域

変更後	<p>京都市伏見区（以下省略）醍醐南里町33番地、33番地の1、36番地の6、36番地の8、37番地の1、37番地の2、38番地、39番地、39番地の1、40番地、41番地の2、41番地の3、42番地、43番地、44番地の1～9、45番地、45番地の1、45番地の3～8、46番地の1、46番地の2、47番地の1、47番地の2、48番地、49番地の1、50番地の1、50番地の2、51番地の1、51番地の9～15番地、52番地、52番地の5、52番地の55、及び52番地の79、醍醐構口町1番地の1～3、2番地の1、2番地の2、3番地、4番地の1～18、5番地～7番地、8番地の1～7、9番地、10番地、11番地の1、11番地の2、12番地、13番地、14番地の1、14番地の2、15番地、15番地の1～3、16番地の1、16番地の3～6、17番地、17番地の1、22番地、22番地の1及び22番地の2、槇ノ内町1番地、1番地の1、2番地、2番地の1～4、3番地、5番地～8番地、8番地の1～5、8番地の7、9番地の1～5、10番地の1、10番地の2、11番地、12番地、12番地の1、12番地の3、13番地～15番地、16番地の1、16番地の2、17番地の1～6、18番地、18番地の4、18番地の5、18番地の36～39、19番地、19番地の1～4、20番地の1、24番地、25番地の1、25番地の2、26番地、26番地の1、31番地の1～11、32番地～34番地、42番地の1、42番地の2、42番地の6、42番地の7、43番地～45番地、45番地の1、45番地の2、46番地、47番地、48番地の1、48番地の2、48番地の4、48番地の5、49番地の1、49番地の2、49番地の5～8、50番地の1～3、51番地の1～5、75番地、100番地の1、107番地の1～3、108番地、109番地の2、110番地の1及び111番地、醍醐柏森町1番地、2番地の1～5、3番地～5番地、5番地の2～5、6番地の1～3、7番地の1及び7番地の3、醍醐岸ノ上町1番地、2番地の2、2番地の5、2番地の8、2番地の9、2番地の11、2番地の12、2番地の14、2番地の15及び7番地の1、醍醐一言寺裏町1番地、2番地、5番地及び21番地、醍醐御園尾町40番地の1及び40番地の5並びに醍醐多近田町22番地の3、22番地の4、22番地の6、23番地の1及び23番地の3～5の区域</p>
-----	---

（文化市民局市民生活部地域づくり推進課）